

## 平成25年3月教育委員会会議の要旨

### 1 日 時

平成25年3月21日(木)

開会 15時30分

閉会 16時44分

### 2 場 所

教育庁教育委員会室

### 3 出席委員

委員長	村上 智真
委員長職務代理者	稲野 靖枝
委員長職務代理者	山縣 俊郎
委員	岡野 芳子
委員(教育長)	田邊 恒美

### 4 欠席委員

委員	中田 範夫
----	-------

### 5 出席者

教育次長	上野 清
教育次長	竹本 芳朗
審議監	小西 哲也
教育政策課長	河村 邦彦
教職員課長	田坂 祐治
義務教育課長	桑原 一郎
高校教育課長	廣川 晋
特別支援教育推進室次長	石本 正之
社会教育・文化財課長	大嶋 弘行
人権教育課長	尾崎 敬子
学校安全・体育課長	中村 充範
教育政策課企画監	濱井 昭巳
学校安全・体育課学校安全管理監	清時 崇文
やまぐち総合教育支援センター次長	十河 悟

## 議 案

### 議案第1号『市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

#### 【概要】

#### 1 改正の趣旨

市町立学校職員の勤務成績の評定に関する規則で定める事項の一部を教職員評価の実施に係る要領で定めることとした期間を、更に1年間延長するために所要の改正を行うもの。

#### 2 改正の内容

付則第2項中「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改める。

(定期評定の実施の時期等の特例)

2 平成19年4月1日から平成26年3月31日までの間における定期評定の実施の時期、評定者及び調整者並びに勤務評定書の様式は、第3条第2項、第6条第1項及び第7条の規定にかかわらず、教育長が定める。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 議案第2号『山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

### 【概要】

#### 1 改正の理由

- (1) 平成25年度より県立高等学校4校に副校長を設置するため。
- (2) 平成24年度末をもって大津高等学校、日置農業高等学校及び水産高等学校の在籍者が不在となり、同校が廃止となるため。
- (3) 平成24年度末をもって萩商工高等学校機械科、電気科及び建設工学科の在籍者が不在となり、同科が廃止となるため。
- (4) 特別支援学校高等部の定員の一部を変更するため。
- (5) 高等学校学習指導要領が、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用されることに伴い、様式中の用語の一部を変更するため。

#### 2 改正の概要

- (1) 副校長の設置に係る下記の項目を定める。
  - ・学校に置くことができる職員に副校長を加える。
  - ・副校長を置くときは、教頭を置かないことができることを新たに定める。
  - ・副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどるとともに、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行うことを新たに定める。
  - ・副校長を置く学校における教頭の職務として、校長及び副校長を助け、校務を整理すること、校長及び副校長に事故があるときは職務を代理し、校長及び副校長が欠けたときはその職務を行うことを定める。
- (2) 大津高等学校の項、日置農業高等学校及び水産高等学校の項を削除する。
- (3) 萩商工高等学校の項のうち、機械科、電気科及び建設工学科を削除する。
- (4) 岩国総合支援学校、田布施総合支援学校、徳山総合支援学校、防府総合支援学校、山口南総合支援学校、山口総合支援学校、宇部総合支援学校、下関南総合支援学校、下関総合支援学校、豊浦総合支援学校、萩総合支援学校の高等部の定員を改める。
- (5) 教育課程編成届、新入生生徒教育課程及び教育課程実施報告書の様式中の用語を下記のとおり改める。
  - ・「普通教育に関する各教科・科目」→「各学科に共通する各教科・科目」
  - ・「専門教育に関する各教科・科目」→「主として専門学科に開設される各教科・科目」
  - ・「学芸的行事」→「文化的行事」

#### 3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第3号『山口県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について』

### 【概要】

#### 1 改正の理由

組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、平成19年の学校教育法の改正により、任命権者の判断で設置することが可能となった副校長を、平成25年度に分校等を有する大規模な県立高等学校4校に配置することとしている。

このため、山口県教育委員会が任命する県立学校の職員の服務について必要な事項を定める同規程が適用される職員に副校長を加えるなど、所要の改正を行う必要がある。

#### 2 改正の概要

第2条第1項及び第2項に定める同訓令において定義する「職員」及び「教育職員」の中に、新たに副校長を加える。

#### 3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第4号『山口県立高等学校校務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について』

### 【概要】

#### 1 改正の理由

組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、平成19年の学校教育法の改正により、任命権者の判断で設置することが可能となった副校長を、平成25年度に分校等を有する大規模な県立高等学校4校に配置することとしている。

副校長は、校長の命により専決権を授与されることから、具体的な専決事項を定める規程は設けてないが、専決の制限及び代決など規程について、所要の改正を行う必要がある。

#### 2 改正の概要

- 用語の意義について定める第2条に、副校長を新たに位置付ける。
- 専決できる事項であっても、校長の決裁を受けて処理しなければならない場合（専決の制限）について定める第5条の規定に、教頭及び事務長に加え、副校長を位置づける。
- 校長が不在のときは、校長が決裁すべき事項について、副校長が代決することができることを定める。また、校長及び副校長がともに不在のときの校長が決裁すべき事項又は副校長の専決事項について、教頭又は事務長が代決することができる規定を新たに設ける。（第8条）
- 副校長の代決についても、教頭又は事務長の代決と同じ制限を定める。（第9条関係）
- 代決事項に関する報告について定めた第10条に、副校長を位置づける。

#### 3 施行期日

平成25年4月1日

議案第5号『山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について』

**【概要】**

**1 改正の趣旨**

山口県立大津高等学校の廃止に伴い、同規則別表第一の一部及び別表第二の一部を改正するもの。

**2 改正の内容**

- (1) 別表第一のうち萩学区から「山口県立大津高等学校」を削る。
- (2) 別表第二のうち「美祢市のうち於福中学校区、美東中学校区」を通学区域とする高等学校の項から「山口県立大津高等学校」を削る。

**3 施行期日**

平成25年4月1日

議案第6号『山口県教育委員会被服等貸与規則の一部を改正する規則の制定について』

【概要】

1 改正の趣旨

県立学校の再編整備及び学科改編に伴い、標記規則の一部改正が必要となったもの。

2 改正の内容

別表第1（第3条関係）中

	現行	改正後
2の項、職員の範囲欄	<u>山口県立水産高等学校</u> に勤務するもの（練習船に乗船して実習業務に従事するものに限る。）	<u>山口県立大津緑洋高等学校</u> に勤務するもの（練習船に乗船して実習業務に従事するものに限る。）

別表第2（第9条関係）中

	現行	改正後
職員の範囲欄	<u>山口県立水産高等学校</u> に勤務するもの（練習船に乗船して実習業務に従事するものに限る。）	<u>山口県立大津緑洋高等学校</u> に勤務するもの（練習船に乗船して実習業務に従事するものに限る。）

別表第1（第3条関係）中

	現行	改正後
2の項、備考欄	<u>材料化学科、化学工業科、環境システム科、応用化学科又は材料技術科</u> に属する職員に限る。	<u>システム化学科、化学工業科、環境システム科又は応用化学科</u> に属する職員に限る。

3 施行期日

平成25年4月1日

## 議案第7号『山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）』

### 【概要】

萩市立川上小学校養護教諭 にしむら 西村 まさこ 正子 に対して、教育長が臨時に代理して永年精勤として表彰したことを報告し、承認された。



## 報 告 事 項

- ◆『平成26年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱』について、報告された。

### 【概要】

#### 平成26年度(2014年度)山口県公立学校教員採用候補者選考試験実施大綱

山口県教育委員会

#### 1 目的

この試験は、平成26年度(2014年度)における山口県の公立学校の教員としての採用を志願する者について、その採用に当たっての選考資料とするために実施するものです。

#### 2 実施する選考区分、志願区分(校種等)及び教科等

選考区分	志願区分(校種等)	教科等	
一般選考	小学校		
	中学校	国語、社会、数学、理科、音楽 <sup>*1</sup> 、美術 <sup>*2</sup> 、保健体育、技術、家庭、外国語(英語)	
	高等学校	国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術(音楽 <sup>*3</sup> 、書道)、外国語(英語)、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉 高等学校の試験を実施する科目等の詳細については、実施要項で発表します。	
	特別支援学校	小学部	
		中学部	中学校の試験を実施する教科 <sup>*1</sup> 、 <sup>*2</sup>
高等部		高等学校の試験を実施する教科(科目等)のうち、芸術(書道)及び水産を除く教科(科目等) <sup>*3</sup>	
	養護教諭		
社会人特別選考		小学校、中学校及び高等学校の試験を実施する教科(科目等)	
スポーツ・芸術特別選考		中学校の保健体育 <sup>*4</sup> 、音楽 <sup>*5</sup> 、美術、高等学校の保健体育 <sup>*4</sup> 、芸術(音楽 <sup>*5</sup> 、書道)	
博士号取得者特別選考		高等学校の理科	
理療科教諭特別選考		特別支援学校高等部の理療	
身体障害者を対象とした選考		一般選考で実施する志願区分(校種等)・教科等	

#### 3 出願

試験は、上表のとおり行い、一つの選考区分、志願区分(校種等)に限り志願できます。ただし、一般選考における中学校、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部を志願する者は、小学校を第二志願とすることができます。【注】

また、次に示す特定の教科等については併願を認めます。

- (1) 一般選考における中学校音楽と特別支援学校中学部音楽との併願(上表中※1)
- (2) 一般選考における中学校美術と特別支援学校中学部美術との併願(上表中※2)
- (3) 一般選考における高等学校芸術(音楽)と特別支援学校高等部芸術(音楽)との併願(上表中※3)
- (4) スポーツ・芸術特別選考における中学校保健体育と高等学校保健体育との併願(上表中※4)
- (5) スポーツ・芸術特別選考における中学校音楽と高等学校芸術(音楽)との併願(上表中※5)

【注】(1)又は(2)を希望する者は、小学校を第二志願とすることはできません。

#### 4 受験資格

各選考区分及び志願区分(校種等)について、次に示す(1)～(3)に掲げる各要件の全てを満たす者が受験できます。

##### (1) 所有免許状について

教育職員免許法に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成26年3月31日までに各相当の普通免許状を取得見込みの者。

次の志願区分(校種等)及び教科等については、それぞれに掲げる要件を満たす者。

ア 小学校を第二志願とする者にあつては、各相当の普通免許状に加え、小学校の普通免許状が必要です。

イ 高等学校の芸術(書道)を志願する者にあつては、書道の普通免許状に加え、高等学校の国語の普通免許状が必要です。

ウ 高等学校の情報を志願する者にあつては、情報の普通免許状に加え、高等学校の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。

エ 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願区分で志願する者(併願も含む。)にあつては、盲学校教諭、聾学校教諭、養護学校教諭、特別支援学校教諭のいずれかの普通免許状が必要です。

オ 社会人特別選考における高等学校の工業及び理療科教諭特別選考を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。この場合、採用候補者名簿記載予定者の通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。

(2) 受験年齢等について

ア 一般選考

昭和44年4月2日(高等学校の農業、工業、商業、水産及び福祉の教科並びに特別支援学校高等部の農業、工業、商業及び福祉の教科の志願者にあつては、昭和39年4月2日)以降に生まれた者又は昭和39年4月2日以降に生まれ、現に他の都道府県において、国公立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。)

イ 社会人特別選考

(7) 現に民間企業等に5年以上継続勤務する者で、その勤務経験により、出願する校種・教科(科目等)に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められ、かつ教員の職務を行うのに必要な素養と熟意を有するもの

(4) 昭和44年4月2日以降に生まれた者

※ 高等学校の工業を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者は受験できます。(4の(1)所有免許状についてのみ参照)

ウ スポーツ・芸術特別選考

(7) 昭和44年4月2日以降に生まれた者

(4) 次のa～dのいずれかに該当する者

スポーツ分野	a 国際的な大会に日本代表として出場した者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
	b 全国的な大会で極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
芸術分野	c 国際的なコンクール・展覧会等で優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者
	d 全国的なコンクール・展覧会等で極めて優秀な成績を収めた者又はこれらの者を指導育成した実績を有する者

エ 博士号取得者特別選考

(7) 昭和44年4月2日以降に生まれた者

(4) 博士号を有し、高度の専門的な知識又は技能を高等学校理科教育の推進に生かす意欲のある者

オ 理療科教諭特別選考

昭和39年4月2日以降に生まれた者

※ 相当の普通免許状の取得又は取得見込がない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者については受験できます。(4の(1)所有免許状についてのみ参照)

カ 身体障害者を対象とした選考

(7) 一般選考の要件をすべて満たす者

(4) 身体障害者手帳の交付を受けている者

(4) 介護者なしで職務の遂行が可能な者

(3) 欠格条項について

学校教育法第9条各号及び地方公務員法第16条各号に規定する欠格条項に該当しない者

5 選考試験の内容

選考区分	第一次試験	第二次試験
一般選考 身体障害者を対象とした選考	教科専門 集団面接【注1】 実技【注2】 特別支援教育専門【注3】	適性検査 個人面接 集団面接 (模擬授業・討議)
社会人特別選考 博士号取得者特別選考	教科専門 集団面接(討議) 実技【注2】	小論文
スポーツ・芸術特別選考 理療科教諭特別選考	個人面接(口述試験) 集団面接(討議)	実技【注4】

【注】「6 試験の一部免除」に示す要件を満たす者については、試験の一部を免除します。

【注1】中学校、特別支援学校中学部を志願する者のうち、小学校を第二志願とするものについては、小学校の教科専門についても実施します。

【注2】第一次試験の実技は、中学校、高等学校、特別支援学校中学部、特別支援学校高等部の特定の教科等及び養護教諭を志願する者を対象に実施します。

【注3】特別支援教育専門は、特別支援学校の志願者を対象に実施します。

なお、特別支援学校との併願を希望する者についても実施します。

【注4】第二次試験の実技は、小学校及び特別支援学校小学部の志願者を対象に実施します。

なお、小学校を第二志願とする者についても実施します。

## 6 試験の一部免除

<p>○前年度の第一次試験を受験し第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものを対象とした第一次試験免除 平成25年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものについては、第一次試験を免除します（平成25年度と同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）が実施され、かつ同一の選考区分の志願区分（校種等）の教科（科目等）を志願する場合に限ります。）。</p> <p>【注】特例志願者Aについては、4の(2)に定める年齢を超えている場合にも受験を認めず。</p>	<p>以下 特例志願者A という。</p>
<p>○他県における本採用教員のうち3年以上の勤務経験を有する者を対象とした第一次試験免除 現に他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）で、平成25年3月31日現在、3年以上の勤務経験（受験する志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）と同一の勤務経験に限る。また、休職、育児休業等、勤務実態のない期間を除く。）を有するものが、同一志願区分（校種等）の教科（科目は問わない。）で出願した場合は、第一次試験を免除します。</p>	<p>以下 特例志願者B という。</p>
<p>○「特例志願者B」以外の他県における本採用教員を対象とした第一次試験の教職専門免除 現に他の都道府県において国公立学校（国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤の者を除く。）が、出願時の勤務と同一志願区分（校種等）で出願した場合は、教職専門を免除します。</p>	<p>以下 教職専門免除者A という。</p>
<p>○山口県内の国公立学校における臨時的任用教員等を対象とした第一次試験の教職専門免除 次に掲げる者のうち、過去3年間（平成22年4月1日から平成25年3月31日まで）において通算24月以上の在職期間を有するものは、教職専門を免除します。 ア 山口県内の公立学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）において山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員（教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭）又は非常勤講師（非常勤養護教諭を含む。） イ 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師 ウ 山口大学教育学部附属学校の、任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員として扱い、非常勤教諭は非常勤講師として扱う。） 非常勤講師としての在職期間は、その在職期間に1/2を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出します。臨時的任用教員と非常勤講師の勤務経験を有するものの月数は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師の換算在職月数の合計とします。 なお、在職月数の算定にあたっては、月に1日でも在職していれば1月とします。また、同一月に複数の任用がある場合は、いずれか一枚のみを対象とします。</p>	<p>以下 教職専門免除者B という。</p>

## 7 実施要項（志願書類を含む。）の発表等

### (1) 発表日（配布開始日）

平成25年5月16日（木）予定

### (2) 配布場所

山口県庁（受付、中央県民相談室及び山口県教育庁教職員課）、山口県内各総合庁舎（地方県民相談室等）、山口県東京事務所、山口県大阪事務所、山口県内各市町教育委員会

### (3) 郵便による請求方法

山口県教育庁教職員課に請求してください。封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った住所、氏名（〇〇様とする。）及び郵便番号明記の返信用封筒（角2型：縦33cm、横24cmのもの）を必ず同封してください。  
なお、同時に2部請求する場合は60円分の切手を割増郵送料として追加して貼り付けてください。  
請求先：〒753-8501 山口市滝町1番1号 山口県教育庁教職員課 ☎ 083-933-4550

## 8 志願書類の受付等

### (1) 受付窓口

山口県教育庁教職員課（山口市滝町1番1号 山口県庁14階）

### (2) 受付期間

平成25年5月17日（金）～6月7日（金）（土曜日及び日曜日を除く。）

### (3) 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

### (4) 郵送、インターネットによる出願

ア 郵送の場合は、平成25年6月7日（金）までの消印のあるものは有効とします。  
イ 一般選考（一部を除く。）については、インターネットによる出願も受け付けます。  
インターネットによる受付は、平成25年5月17日（金）午前9時～5月31日（金）午後5時までです。

### (5) 身体に障害がある志願者への配慮

身体に障害がある志願者については、障害の状態等に応じて、実技の免除、車椅子の使用や点字及び拡大文字、手話通訳による受験等の配慮をしますので、出願時に申し出てください。

## 9 選考試験の期日及び会場

### (1) 第一次試験

対象者：全ての選考区分の志願者（ただし、特例志願者A及び特例志願者Bを除く。）

期 日	平成25年7月20日（土）、21日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校、 國學院大學たまプラーザキャンパス（東京会場）【注1】

【注1】國學院大學たまプラーザキャンパス（神奈川県横浜市）においては、次の試験を実施する予定です。

- 一般選考における小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）、高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、水産、福祉）、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部（国語、社会、数学、理科）及び特別支援学校高等部（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、福祉）
- 社会人特別選考（小学校、中学校及び高等学校の試験を東京会場で実施する教科（科目等））
- 博士号取得者特別選考

【注2】スポーツ・芸術特別選考、理療科教諭特別選考及び身体障害者を対象とした選考は、山口県内の3会場のみで実施する予定です。

### (2) 第二次試験

対象者：第一次試験合格者、特例志願者A及び特例志願者B

期 日	平成25年8月24日（土）、25日（日）
会 場	山口県立山口高等学校、山口県立山口中央高等学校、山口県立西京高等学校

## 10 採用候補者名簿への登載と採用

- 選考試験結果の通知は、平成25年9月26日（木）に行う予定です。
- 選考試験結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載します。
- 採用は、採用候補者名簿登載者の中から必要に応じて行います。なお、小学校、中学校及び高等学校の採用候補者名簿登載者の中から特別支援学校へ配置することもあります。
- 採用された者が複数の免許状を所有している場合は、志願した教科以外の教科を担当することがあります。
- 平成26年度採用候補者のうち、大学院進学を理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成28年度採用候補者名簿に登載します。
  - ・平成28年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
  - ・平成28年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。
- 平成26年度採用候補者のうち、大学院在学中であり、引き続き修学することを理由として採用の延期を申し出た者が、次のいずれにも該当した場合は、平成27年度採用候補者名簿に登載します。
  - ・平成27年3月31日までに大学院修士課程を修了できること。
  - ・平成27年3月31日までに合格した志願区分の校種、教科の専修免許状が取得できること。※教職大学院の専門職学位課程についても、大学院修士課程と同様の取扱いとします。

## 11 主な変更点

### (1) 受験年齢の上限の引上げ

- 一般選考及び身体障害者を対象とした選考の受験年齢をこれまでの39歳以下から44歳以下（高等学校の農業、工業、商業、水産、福祉及び特別支援学校高等部の農業、工業、商業、福祉については、これまでの44歳以下から49歳以下）に変更します。
  - スポーツ・芸術特別選考、社会人特別選考の受験年齢をこれまでの39歳以下から44歳以下に変更します。
  - 現に他の都道府県において国公立学校に在職している教員については、これまで通り49歳以下とします。
- 【注】年齢は平成26年4月1日時点です。

### (2) 中学校、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部志願者の小学校との併願の導入

中学校、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部を志願する者は小学校を第二志願とすることができます。ただし、小学校を第二志願とする者は、第一次試験において小学校の教科専門を、第二次試験において小学校の実技を加えて受験することとします。

### (3) 教科専門（筆記試験）の試験時間の変更

- 教科専門において実技試験を実施しない教科（科目等）については、筆記試験の試験時間をこれまでの110分から90分に変更します。
- 教科専門において実技試験を実施する教科（科目等）については、筆記試験の試験時間をこれまでの90分から70分に変更します。

- (4) **小学校及び特別支援学校小学部における体育実技の見直し**  
第二次試験で実施している小学校及び特別支援学校小学部の体育実技のうち水泳を中止します。
- (5) **小学校及び特別支援学校小学部の第二次試験を2日間で実施**  
小学校及び特別支援学校小学部の第二次試験をこれまでの3日間から2日間に変更して実施します。
- (6) **身体障害者を対象とした選考の校種等の拡大**  
身体障害者を対象とした選考の実施教科等に養護教諭を加えて実施します。
- (7) **臨時的任用教員等を対象とした教職専門免除対象者の拡大**  
山口県教育委員会が任用する臨時的任用教員又は非常勤講師のほか、次の①又は②の者も、この制度の対象とします。  
① 下関市教育委員会が任用する、下関商業高等学校（全日制）の臨時的任用教員又は非常勤講師  
② 山口大学教育学部附属学校の任期付教諭、非常勤講師又は非常勤教諭（任期付教諭は臨時的任用教員として扱い、非常勤教諭は非常勤講師として扱う。）
- (8) **東京会場で実施する校種・教科等の拡大**  
これまで実施していた教科等に加えて、中学校（国語、社会）、高等学校（国語、地理歴史、公民、情報）、特別支援学校小学部、特別支援学校中学部（国語、社会、数学、理科）及び特別支援学校高等部（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、福祉）の第一次試験を実施します。（9の（1）第一次試験参照）
- (9) **社会人特別選考（高等学校工業）における特別免許状の活用**  
社会人特別選考において高等学校の工業を志願する者については、相当の普通免許状の取得又は取得見込みがない場合でも、実施要項で定める要件を満たす者については受験できます。この場合、採用候補者名簿登載予定者の通知後、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。
- (10) **スポーツ・芸術特別選考の受験資格に指導者としての実績を追加**  
スポーツ・芸術特別選考におけるスポーツ実績・芸術実績を有する者に加えて、これらの者を指導育成した実績を有する者についても対象とします。
- (11) **特定教科の免許状を所有していることを条件とした募集（高等学校等の芸術（書道）・情報）**  
○ 高等学校の芸術（書道）を志願する者は、書道の普通免許状に加え、高等学校の国語の普通免許状が必要です。なお、芸術（書道）で採用された場合は、国語を担当することがあります。  
○ 高等学校及び特別支援学校高等部の情報を志願する者は、情報の普通免許状に加え、高等学校の数学、理科又は家庭のいずれかの普通免許状が必要です。なお、情報で採用された場合は、これらの所有免許状の教科を担当することがあります。
- (12) **選考に当たっての考慮事項の追加**  
これまで主免許状以外の免許状取得者については、選考に当たって考慮していましたが、次の①又は②に該当する場合は、特に考慮します。  
① 高等学校の家庭の志願者で、高等学校の情報又は福祉の免許状を所有している場合  
② 高等学校の福祉の志願者で、高等学校の家庭の免許状を所有している場合
- (13) **高等学校水産の受験資格の見直し及び採用延期の導入**  
高等学校の水産（航海系、機関系）を志願する者は、水産の普通免許状又は商船の普通免許状を有し、かつ、水産（航海系）の志願者にあつては3級海技士（航海）の海技免状、水産（機関系）の志願者にあつては、3級海技士（機関）の海技免状が必要です。  
ただし、3級海技士の海技免状については、平成27年3月31日までに取得見込みの者も受験を認めます。3級海技士の海技免状を有しない者が平成26年度採用候補者名簿登載予定者となった場合は、3級海技士の海技免状の取得を条件に平成27年度採用候補者名簿に登載します。
- (14) **博士号取得者特別選考の新設**  
高等学校理科の志願者で、受験資格に示す要件を満たす者のうち、博士号を取得しているものについては、一般選考における教職専門を免除します。

試験についてのお問い合わせ先  
山口県教育庁教職員課

〒753-8501 山口市滝町1番1号

☎ 083-933-4550

## 【 質 疑 】

○村上委員長：受験年齢を引き上げた要因は何か。

●教職員課長：今、40代前後の中堅世代の教員が手薄な状況にあるため、この年代の人材を採用し、教員全体の年齢バランスを維持することを考えている。また、受験者数の増加も見込まれるため、より優秀な方を採用したいと考えている。

○岡野委員：新たに博士号取得者特別選考を実施する予定だが、どのくらいの受験者数があると見込んでいるのか。

●教職員課長：博士号を取得している受験者数は多くないと思われるが、大学等で教育に関する研究をされてきた経験を生かし、活躍していただきたい。

○稲野委員：新たに身体障害者を対象とした選考の実施教科等に養護教諭を加えるが、養護教諭の試験には実技試験があると思われる。その際、どのような特別な配慮などを考えているか。

●教職員課長：受験者の身体障害の特性に十分配慮しながら試験を実施していくこととしている。今までも、視覚障害や聴覚障害がある受験者に対しても、個人の障害の特性に応じた配慮をして、試験を実施している。

○山縣委員：今年度の山口県公立学校教員採用候補者選考試験では、小学校における受験倍率が例年よりも下がっていたが、来年度の試験の14の主な変更点により、どのくらい受験者数が増加すると予測しているのか。

●教職員課長：受験者数の増加の予測については、現時点ではお答えできかねるが、今年度と比べ、より多くの方が受験されるものと考えている。また、東京都、大阪府、広島県及び福岡県など県外においても、現在教職にある方、教員志望の方などを対象とした説明会を充実させ、受験者の増加を図りたい。